

令和3年度事業報告について

令和3年度も、昨年同様コロナ禍の影響もあり、予定計画した事業の実施が思うようにできなかったように思われます。

少しずつコロナ禍の収まる気配もありますが、まだまだ予断を許さないように思われます。集合研修も感染防止策を整えて何度か開催することができ、また相談事業についても面談相談はできませんでしたが、電話相談等で相談者と連絡をとり、場合によっては各事務所等で面談相談を行ってきました。

令和4年に司法書士制度150周年を迎え、その前年度ということで近司連での広報活動、本会での広報活動も司法書士制度の歴史をアピールすると同時に、相続登記や住所氏名変更登記の義務化を一般市民に周知することを意識して広報活動を行ってきました。

令和3年度も昨年度に引き続き会議について「WEB（ネット）会議」の導入で実施してきました。昨年は試験的にしか導入していなかったWEB研修を、和歌山支部の支部研修会と協力してズームを使用しての研修会として13単位取得できるように開催しました。昨年少し問題となった音声、映像の質も随分と改善でき実施できたと思います。

日司連の会長会、会長意見交換会及び近司連の常任理事会、理事会についての開催も全てWEB会議で行われおり、それら日程については会務日誌の記載に委ねます。

日司連では、世界的なマネーロンダリング(テロ資金対策等)の影響で、法務省は犯収法の改正が進められつつある中、我々司法書士会も特定事件報告についての会則規則の改定を検討しなければならなくなってきております。また司法書士倫理についての改正も検討されております。近司連では、司法書士制度150周年の記念事業を検討してまいりました。

本会報告の詳細については、各事業部からの報告に任せます。

以 上

総務部 事業報告

総務部長 高橋 秀卓

1. 災害対策

①令和4年3月28日 会議

昨年度に引き続き各支部長に委員を兼任してもらう

②日司連災害担当者意見交換会 令和4年3月3日

2. 会員名簿の発行（令和3年10月）

3. 近畿地方整備局との道路管理に係る国家賠償請求の事務委任に関する協定書の締結（令和4年4月）

近畿の他の司法書士会と同じく、県内の近畿地方整備局が管理する道路に瑕疵があり、物損、人身事故が起こった際に損害・被害者に対する折衝、示談交渉などを同整備局に代わって行うための事務委任に関する協定を締結した。

4. 職印証明書の電子化

5. 会長表彰規定の見直し

6. 岩出支部の和歌山支部への編入 令和4年1月27日 合同会議

7. 会史編纂

司法書士会館 資料等の整理 （旧研修資料等の処分）

以上

国家賠償法にかかる損害賠償請求事務の事務委任への連携協力に関する協定書

国土交通省近畿地方整備局長 東川直正(以下「甲」という。)と和歌山県司法書士会会長 阪本秀人(以下「乙」という。)は、甲が所掌する管轄区域内で発生した国家賠償事案を円滑に解決するため、次のとおり協定を締結する。

第1条(目的)

この協定は、甲が所掌する管轄区域内で発生した国家賠償事案の事務委任について、甲と乙とで連携協力する際の手続を定め、国土交通行政事務の遂行に資することを目的とする。

第2条(連携協力する事項)

乙は、甲から依頼があった次の事項(司法書士法に定める簡裁訴訟代理等関係業務に限る)について協力する。

- 1) 損害・被害者に対する損害箇所・損害金額の調査・確認。
- 2) 損害・被害者に対する折衝、示談交渉。
- 3) 発生した事案に関する資料収集及び事故発生報告書案の作成。
- 4) その他、発生した事案に関して必要な事務。

第3条(協力依頼)

- 1 甲は、事案の発生に伴い、前条の事項について協力を依頼する場合には、乙に対し、その事案概要、事務委任の内容等を記載した書面により依頼するものとする。
- 2 乙は、前項の協力依頼に応じる場合、事案内容に関する経験、精通度、地域特性等を踏まえ、乙の会員を甲に推薦するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により乙が推薦した会員との間で契約手続きを進めるものとする。
- 4 その他、事務委任の実施に当たり必要とされる事項は、細目協定で別途定める。

第4条(秘密の保持)

甲、乙及び乙が甲に推薦した会員並びにこれらの関係者は、この協定にかかる事務委任手続を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第5条(協定の有効期間)

この協定の有効期間は、本協定締結日から令和5年3月31日までとする。

第6条(その他)

この協定に定めのない事項又はその他変更の必要が生じた場合には、甲と乙が協議の上、これを定め又は変更する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各々1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5-44

国土交通省 近畿地方整備局長

東川 直正



乙 和歌山県和歌山市岡山丁24

和歌山県司法書士会 会長

阪本 秀人



経理部 事業報告

経理部長 福留 健

1. パソコン関連機器の整備

本会の職員のパソコンが古くなり、動きが悪くなったり、新しいソフトに対応しなくなったりしたので、令和4年3月に新しいパソコン(本体・ディスプレイ・キーボード等を含む)を導入した。

それまでのパソコンのディスプレイはやや小さく、会計ソフトの全データが表示しきれない問題もあったため、主たるディスプレイは画面の大きいものにした。

合わせて、仕事の効率を上げるため、ディスプレイを1人につきもう1台追加して、マルチ画面とした。このことにより、今まで紙に印刷したものをしながら入力していた作業が、隣の画面を見ながら入力できるようになり、作業効率が著しく上がったと職員から報告があった。

今後は無駄な印刷を行わなくても済むことから、印刷費も相当程度抑えることができるようになるだろう。

2. 職員退職による退職金の支給

令和3年8月に、23年間勤続した職員が退職した。

退職の約1年前に定年退職の意思を伝え聞いていたことから、令和3年1月から新しい職員を採用しており、退職までの教育も十分になされたことから、引継作業も滞りなく完了した。

なお、勤続年数が長かったことから、退職金はある程度の金額になったが、これまで積み立ててきた退職給付引当金の額内で収まったため、当期の損益には影響がなかった。

企画部 事業報告

企画部長 和田 佳人

令和3年度の事業計画に基づき、下記の事業を実施いたしました。

(出席者については敬称略)

－ 1 － 企画部会

1. 第1回 令和3年10月22日 ZOOMにて

－ 2 － 空き家対策関係

1. 令和3年 7月 7日 (水) 和歌山県空き家対策推進協議会
場 所 和歌山県自治会館
出席者 阪本、和田
2. 令和3年 7月18日 (日) 県空き家対策相談会 (日高)
場 所 由良中央公民館
出席者 金丸
3. 令和3年 8月15日 (日) 県空き家対策相談会 (和歌山)
場 所 福祉交流館
出席者 榊谷 (朗)、和田
4. 令和3年 8月17日 (火) 県空き家対策相談会 (和歌山)
場 所 和歌山市役所
出席者 井口(浩)、上代
5. 令和3年 9月20日 (月) 県空き家対策相談会 (伊都)
場 所 高野町富貴支所、高野町役場
出席者 和田 (ZOOM 参加)
6. 令和3年10月22日 (金) 県空き家対策相談会 (和歌山)
場 所 和歌山市勤労者総合センター
出席者 林、坂口

7. 令和3年11月 3日 (水) 県空き家対策相談会 (伊都)
場 所 九度山ふるさとセンター
出席者 西岡
8. 令和3年11月 9日 (火) 県空き家対策推進協議会
場 所 和歌山県司法書士会
出席者 和田
9. 令和3年11月28日 (日) 県空き家対策相談会 (和歌山)
場 所 和歌山県立図書館
出席者 北野、高橋
10. 令和3年12月 5日 (日) 県空き家対策相談会 (和歌山)
場 所 海南 nobinos
出席者 川端
11. 令和3年12月12日 (日) 県空き家対策相談会 (那賀)
場 所 粉河ふるさとセンター
出席者 楠見
12. 令和4年 1月16日 (日) 県空き家対策相談会 (西牟婁)
場 所 県立情報交流センターBig・U
出席者 栗原
13. 令和4年 1月19日 (水) 県空き家対策相談会 (和歌山)
場 所 和歌山市勤労者総合センター
出席者 川端
14. 令和4年 1月21日 (金) 県空き家対策相談会 (伊都)
場 所 伊都振興局
出席者 和田
15. 令和4年 2月10日 (木) 県空家等相談体制に関する協議会
場 所 WEBにて
出席者 和田

16. 令和4年 2月17日(木) 県空き家対策推進協議会
場 所 WEBにて
出席者 阪本、和田

また、橋本市との「相続財産管理人制度に関する協定書」について、合意に至った。

－ 3 － 民法改正関係

1. 令和4年 3月 2日(水) 日司連 行政職員向けオンラインセミナー
内 容 「所有者不明土地問題等の予防・解決
に向けた一群の法律の理解と活用」
場 所 WEBにて
出席者 和田

－ 4 － 法教育関係

1. 令和3年 8月12日(木) 近司連 第1回法教育推進委員会
場 所 WEBにて
出席者 和田

2. 令和3年 9月16日(木) 近司連 第2回法教育推進委員会
場 所 WEBにて
出席者 和田

3. 令和3年10月26日(火) 近司連 第3回法教育推進委員会
場 所 WEBにて
出席者 和田

4. 令和4年 2月22日(火) 近司連 法教育推進委員会Bチーム
場 所 WEBにて
出席者 和田

5. 令和4年 3月11日(金) 日司連 法教育事業担当者意見交換会
場 所 WEBにて
出席者 和田

以上

成年後見委員会活動報告

成年後見委員会

委員長 寺 下 能 明

1 成年後見委員会の設置

- (1) 令和3年度の事業計画に盛り込まれた財産管理委員会（仮称）につき、下記のとおり設立準備協議を重ねたところ、通常の財産管理業務ばかりでなく、成年被後見人等の療養看護が重視される最近の傾向に沿い、分かりやすく名称を上記委員会名と呼称することが妥当との結論に達しました。
- (2) 令和4年2月の理事会において、会則第53条第1項に基づく特別委員会として設置が承認されました。

設立準備委員会（ズーム会議方式）

令和3年6月16日、令和3年7月14日、令和3年9月7日、
令和3年10月4日、令和3年11月5日

設立準備委員

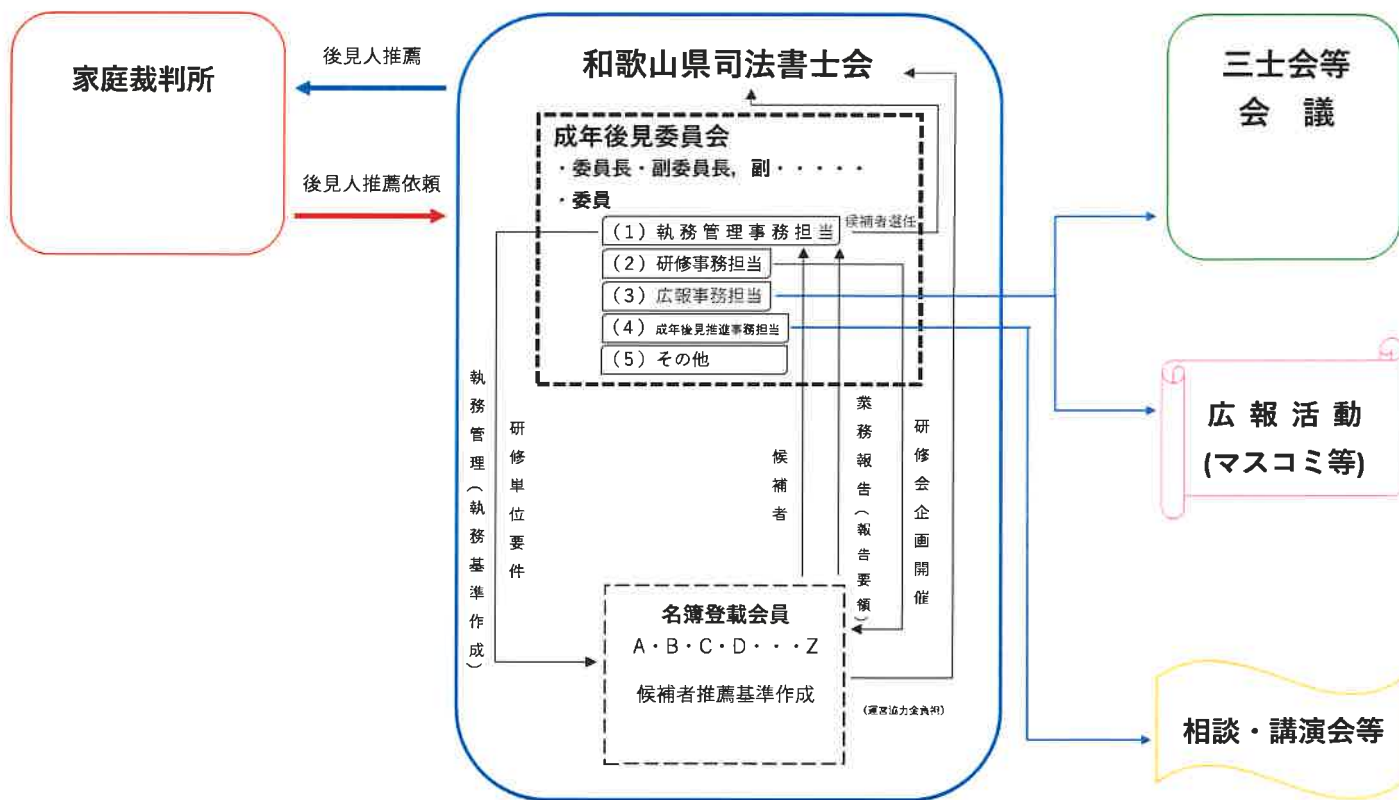
執行部（阪本会長，和田企画部長，高橋総務部長）

委員 寺下，山本美佐子，中 弘，沼 龍吾，小林 徹 各委員

2 成年後見委員会の活動

- (1) リーガルサポート和歌山支部の事実上の活動停止に伴い、引き続き当会会員の中から、和歌山家裁に対し成年後見人等候補者を推薦することを目的に活動するものです。
- (2) 和歌山家裁に対しても、令和3年3月17日、令和3年3月26日、令和4年1月7日の3回に亘り、家裁裁判官・主席書記官・主任書記官等々出席のもと、事情経過を述べ、推薦組織の変更と成年後見委員会の概要等につき、説明し、協議しました。
- (3) 当委員会の組織に関する規程等は別紙資料のとおりです。
- (4) リーガル和歌山支部会員に対しては、2度の説明会（令和3年11月24日、令和4年3月31日）を開催しました。

和歌山県司法書士会 成年後見委員会フロー図



和歌山県司法書士会成年後見委員会規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 和歌山県司法書士会（以下「本会」という。）は、司法書士法施行規則第31条に規定される、司法書士及び司法書士法人の財産管理業務のうち、適正公正な成年後見事務が遂行されるために、本会が事業運営の要領を提示することにより、司法書士法第1条の社会的使命に寄与することを目的として、成年後見委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(運営)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、家庭裁判所他第三者から要請を受けて、後見人・保佐人・補助人・後見監督人・保佐監督人・補助監督人（以下、「成年後見人等」という。）に関する選任、報告、監督等の事務を取り扱う。

2 委員会は、前項の活動に資するため、次の事務を管理運営する。

(1) 執務管理事務（事務報告書の精査と成年後見人等の選任事務）

(2) 研修事務

(3) 広報事務

(4) 成年後見推進事務

(5) その他目的を達成するために必要な事務

3 委員会は、前項の活動に必要な場合は、小委員会を設置することができる。

第2章 成年後見委員会

(組織)

第3条 委員会は、委員長1名、副委員長5名以内及び委員若干名を置く。

2 委員長は理事会の承認を得て会長が委嘱し、委員は常任理事会の承認を得て会長が任命する。

3 副委員長は委員の中から委員長が指名する。

4 委員長は委員会を代表し、委員会を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときは、委員長の職務を行う。

6 委員会の会議（以下、「委員会会議」という。）には、本会の執行部役員が議事に参加し、意見を述べるができる。この場合、会長、副会長は決議に参加することができ、議案の必要に応じて、その担当部長も決議に参加することができる。

7 委員会は、第2条の業務を効率的に管理運営するために、本規程を定めるほか、規則、細則、基準、要領等を定める。

（任期）

第4条 委員の任期は本会役員の任期と同一とする。ただし、後任者が選任されるまで、その職務を行う。

（開催及び招集）

第5条 委員会会議は、委員長又は会長が招集し、その招集は会日の7日前にその通知を発すれば足りる。

2 前項の通知には、会議の日時、場所および会議の目的である事項を示す。

（議事）

第6条 委員会会議の議長は、委員長とする。委員長に事故があった場合等やむを得ず欠席する場合は、会議にて議長を選任する。

2 委員会会議の決議は、出席者の過半数により決するものとする。ただし、可否同数のときは議長が決する。

（書面による決議）

第7条 委員長は、委員全員と本会執行部役員の過半数の同意があるときは、書面により議決を求めることができる。

2 前項の場合において、決議の目的である事項について、書面決議参加者の過半数が書面をもって同意を表したときは、委員会会議の決議があったものとみなす。

3 委員長は、遅滞なく決議の結果を決議参加者全員に通知しなければならない。

（議事録）

第8条 委員会会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長が記名押印する。

3 前条の書面決議の場合には、書面決議についての文書を作成する。

(事業年度)

第9条 委員会の事業年度は、本会の事業年度と同じとする。

(運営協力金)

第10条 委員会は、原則として、別に定める成年後見人等候補者推薦人名簿登載の会員（以下「名簿登載会員」という。）より徴収する運営協力金により運営する。

(運営計画及び運営予算書)

第11条 委員長は、毎事業年度が開始する前に運営計画書及び運営予算書を作成し、委員会の承認を経て、常任理事会に提出し承認を受けなければならない。

(財産目録)

第12条 委員長は、委員会の運営協力金に関する財務状況を明らかにするため、毎事業年度末現在における財産目録を作成しなければならない。

(計算書類)

第13条 委員長は、毎事業年度終了後、委員会の運営協力金に関する計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）を作成し、名簿登載会員等が参加する会議（以下「運営会議」という。）に提出し承認を受けなければならない。

2 委員長は、常任理事会に、前項の承認を受けた計算書類を提出し承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第14条 委員会の資産は、委員長が管理する。

第3章 運営会議

(開催)

第15条 会議は、通常会議と臨時会議の2種とする。

2 通常会議は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時会議は、必要がある場合に随時開催する。

(組織員)

第16条 運営会議は、委員会に所属する委員、本会の執行部役員、名簿登載会員をもって組織する。

(招集)

第17条 運営会議は、委員長がこれを招集する。

2 運営会議を招集するには、会日より7日前に組織員に対して、その通知を發しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

3 前項の通知には、運営会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

(特別招集)

第18条 委員長は、名簿登載会員の3分の1以上の者から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して運営会議招集の請求があったときは、30日以内の日を会日とする運営会議を招集しなければならない。

2 前項の請求があった日の翌日から22日以内に、委員長が運営会議招集の通知を發しないときは、前項の請求者が運営会議を招集することができる。

(議決事項)

第19条 次に掲げる事項を議決する。

(1) 運営協力金に関する計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)の承認

(2) その他、委員会の運営及び執行に関する提言等

(議決の要件)

第20条 運営会議の決議は、出席者の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

2 議決権は委員、名簿登載会員、本会の会長及び副会長につき、各自1個とする。

(書面による決議)

第21条 委員長は、前条第2項の議決権を有する組織員の過半数の同意があるときは、書面により議決を求めることができる。

2 前項の場合において、決議の目的である事項について、議決権を有する組織員の過半数が書面をもって同意を表したときは、運営会議の決議があったものとみなす。

3 委員長は、遅滞なく決議の結果を組織員の全員に通知しなければならない。

(議事録)

第22条 運営会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び会議で選出した議事録署名人1名が署名又は記名押印する。
- 3 前条の決議の場合、第8条第3項を準用する。

第4章 補 則

(規程の改廃)

第23条 本規程の改廃は理事会の承認を要する。

附則

- 1 この規程は、令和4年3月1日から施行する。

和歌山県司法書士会成年後見委員会細則（執務通則）

（目的）

第1条 この細則は、高齢者・障害者等の権利の擁護と福祉の増進に寄与することを目的として、和歌山県司法書士会の成年後見委員会（以下、「委員会」という。）が定める成年後見人等候補者推薦人名簿登載の名簿会員（以下、「名簿会員」という。）による執務の公正さとこれに対する信頼を確保するため、基本的な通則を定める。

（職責）

第2条 名簿会員は、常に品位を保持し、法令、会則、規程及び委員会の規律するところを遵守し、公明正大にその職務を行わなければならない。

（執務姿勢）

第3条 名簿会員が成年後見事務等を行うに当たっては、高齢者・障害者等の意思決定を尊重してこれを支援し、かつ、その心身の状態と生活の状況に配慮しなければならない。

（守秘義務）

第4条 名簿会員又は名簿会員であった者は、正当な事由がある場合でなければ、成年後見事務等を行うにつき職務上知り得た秘密を他に漏らし、あるいは自己若しくは第三者の利益のためにこれを利用してはならない。

2 名簿会員は、成年後見事務等を行うにつき職務上知り得た秘密を、当該名簿会員の指揮監督を受けて業務に従事する者が他に漏らさないよう、適切に監督しなければならない。

（研修等への参加）

第5条 名簿会員は、資質の向上に努め、司法書士会が主催する研修はもとより、法律、福祉その他の学術及び実務に関する研修会、講習会等に積極的に参加しなければならない。

（報告義務及び調査受忍義務）

第6条 名簿会員は、委員会の指導監督を受けるものとして、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

(1) 委員会の別に定めるところにより、受任事件の有無、件数、概要及び遂行状況並びに報酬收受の有無その他一定の事項を報告すること。

(2) 受任事件の遂行等に関する委員会の調査及び事情聴取を受けること（正当な事由がある場合を除く）。

2 名簿会員は、前項により提供する情報に個人情報の保護に関する法律で定める個人データが含まれるときは、委員会に対し、当該個人データの取扱いを委託する。

(適正報酬)

第7条 名簿会員が行う成年後見事務等につき受領する報酬は、社会通念に照らして適正・妥当な額とする。

(禁止項目)

第8条 名簿会員は、委員会の使命を自覚し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 高齢者・障害者及び関係者等（以下「高齢者等」という。）から、受任事件の報酬に相当する金銭以外に、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益を収受し、あるいは自らのために他者名義をもって収受させること。
- (2) 高齢者等に対し、自ら又は自らの親族、又は自ら所属する組織に贈与、遺贈等を勧誘し、あるいは要求すること。
- (3) 前各号のほか、高齢者等から執務の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為をすること。

(助言・指導)

第9条 名簿会員は、前条各号に該当するかどうかの判断が困難である場合、あるいは成年後見事務等を行うにつき疑義を生じた場合は、委員会に対して必要な助言・指導を求めることができる。

2 名簿会員が後見事務等を行うに当たっては、委員会の指示又は指導を遵守しなければならない。

(後見事務等の委任)

第10条 名簿会員は、病気、事故、災害その他のやむを得ない事由がある場合でなければ、後見事務等を行うにつき復代理人を選任してはならない。

2 前項により復代理人に後見事務等を行わせる場合には、名簿会員は、その選任及び監督につき責任を負う。

(関係機関との連携)

第11条 名簿会員が成年後見事務等を行うに当たっては、高齢者・障害者等の権利擁護と福祉の増進を目指し、親族、行政機関、福祉関係者その他の専門職能との連携に努めなければならない。

(紛争処理)

第12条 名簿会員は、依頼者等との間で紛議等が起こらないよう十分留意し、万一紛争が生じた場合は、遅滞なく委員会にその概要を報告し、誠実かつ速やかに対応して、その解決に努めなければならない。

(名簿登載終了後)

第13条 名簿会員は、都合により名簿の登載を望まなくなった場合であっても、名簿に登載された時に既に家庭裁判所からの依頼を受け後見人等の紹介を受託していた事件及び名簿登載後に家庭裁判所からの依頼を受け後見人等の紹介を受託した事件が終了するまでは、成年後見委員会の執務管理を受け、また運営協力金

を本会に納めなければならない。

(細則の改廃)

第14条 本細則の改廃は常任理事会の承認を要する。

附 則

1. この細則は、令和4年3月1日から施行する。

和歌山県司法書士会成年後見人等候補者推薦基準

1. 和歌山県司法書士会(以下「本会」という。)は、次条の要件を全て満たす会員につき成年後見人等(後見人・保佐人・補助人・後見監督人・保佐監督人・補助監督人を云い、以下総称して「成年後見人等」という。)候補者推薦人名簿(以下、「候補者推薦人名簿」という。)を作成し、家庭裁判所より、成年後見人等候補者の推薦依頼があった場合、成年後見委員会の執務管理担当者が、原則、候補者推薦人名簿の登載順に推薦する。

但し、地域性、難易度等によって、成年後見委員会の執務管理担当者が順序を変更して推薦することもある。

2. 本会は、次に掲げる要件を全て満たす会員を候補者推薦人名簿に登録することとする。

- (1) 本会の成年後見委員会指定の成年後見人等業務等に関する研修(以下「指定研修」という。)につき一定以上の単位数を受講していること。

- (2) 前年度、本会で規定する研修義務単位数を受講していること。但し、前年度及び本年度の新規登録会員については、別に定められた成年後見人等業務に関する研修の新規登録会員研修単位数を受講していること。

- (3) 司法書士職業賠償責任保険に加入し、一請求につき金5,000万円以上の業務危険補償に加入していること。

3. 候補者推薦人名簿に登載されたにもかかわらず以下のいずれかに該当する者は推薦を受けることができない。

(1) 推薦時に、会則第103条の注意勧告処分を受け、その処分が終了した日の翌日から1年を経過していない者、司法書士法第47条第1号の懲戒処分を受けその処分が終了した日の翌日から3年を経過していない者、司法書士法第47条第2号の懲戒処分を受けその処分の期間が終了した日の翌日から3年を経過していない者、司法書士法第47条第3号の懲戒処分を受けその処分の期間が終了した日の翌日から5年を経過していない者。

(2) 推薦依頼された事件本人の縁故者である者及び利害関係のある者。

(3) 司法書士会会費及び運営協力金の未納がある者。

4. この基準の改廃は、常任理事会の承認を要する。

附則 1 この基準は、令和4年3月1日から施行する。

和歌山県司法書士会成年後見委員会の運営協力金に係る規程

第1条 本規程は、和歌山県司法書士会の成年後見委員会の規程及び成年後見人に関する執務に係る規程を運営していくために必要な費用を、それらの恩恵を受ける会員から徴収する運営協力金について定める。

第2条 和歌山県司法書士会成年後見人等候補者推薦基準に定める成年後見人等候補者推薦人名簿に登録した会員のうち、次に該当する者は、家庭裁判所から審判を受けた各受託事件の報酬額(消費税額は含まない)に3%を乗じた額を運営協力金として本会へ納めるものとする。

- ① 家庭裁判所より本会に対して、成年後見人等(「後見人」「保佐人」「補助人」「後見監督人」「任意後見監督人」「保佐監督人」「補助監督人」を云い、以下総称して「成年後見人等」という。)候補者の推薦依頼により就任を受託した者
- ② 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート和歌山支部(以下「LS和歌山支部」という。)会員であった時に家庭裁判所から成年後見人等の就任を受託した者

第3条 運営協力金の額については、以下の特則を設ける。

- ① 第2条の会員が、和歌山県司法書士会成年後見委員会規程第3条の委員長、副委員長、同規程第2条の事務管理運営を担当する会員は、当該会員の申出により、運営協力金を5分の1に減ずることができる。
- ② 第2条の会員の受託事件において、実際に受領した報酬額が年間金6万円に満たない事件については、当該会員の申出により、運営協力金を免除することができる。
- ③ ①項、②項については、当該会員が委員長に対して疎明して行う。

第4条 運営協力金は、毎年6月末日及び12月末日に各々その日までに入金した報酬についての上記割合を翌月末日までに本会に納めることとし、成年後見委員会においてこれを管理する。

- 2 成年後見委員会は、前項の運営協力金の管理を和歌山県司法書士会の事務局に対して委託することができる。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は理事会の承認を要する。

附則 1 この規程は、令和4年3月1日から施行する。

研修部事業報告

研修部長 井口 浩司

日時	内容	会場
令和3年 7月10日(土) 13時～17時	第1回全体研修会 テーマ「司法書士による農業支援のための研修会」 (DVD) 4単位	ルミエール 華月殿
8月7日(土) 13時～17時	第2回全体研修会 テーマ シンポジウム「これからの相続登記を探る」 (DVD) 3.5単位	ルミエール 華月殿
9月4日(土) 13時～17時	年次制研修(田辺市内)	ビッグU (田辺市)
9月25日(土) 13時～17時	年次制研修(和歌山市内)	ルミエール 華月殿
10月9日(土) 14時 ～16時10分	第3回全体研修会 テーマ1「不動産取引の意思能力に関する裁判例」 (Zoomウェビナーでの同時配信) 2単位(倫理)	ルミエール 華月殿
10月30日(土) 13時～17時	第4回全体研修会 テーマ1「遺言書の保管等に関する法律」 (DVD/1.5単位) テーマ2「みなし解散と登記」1.5単位 (日司連研修総合ポータルサイト/1.5単位)	ルミエール 華月殿
令和4年 1月22日(土) 13時 ～17時50分	第5回全体研修会 テーマ「実践!司法書士の債権回収～裁判手続きに拠 らない債権回収の技術～」 (Zoomウェビナーでの同時配信) 4.5単位 コロナウイルス感染症拡大状況を鑑みて中止	和歌山県 司法書士会 館

令和4年 3月5日(土) 13時～17時	和歌山支部の研修会をZoom配信 テーマ「事業承継の実務」 4単位	司法書士会館
3月12日(土) 13時～17時	和歌山支部の研修会をZoom配信 テーマ「基礎から学ぶ電子契約」 4単位	司法書士会館
3月19日(土) 13時～18時	和歌山支部の研修会をZoom配信 テーマ①「不動産取引の意思能力に関する裁判例」 2単位(倫理) テーマ②「財産管理制度の現在と未来」 3単位	司法書士会館

以上

令和3年度単位制研修 単位取得状況報告書

1. 会員数について

(1) 令和4年3月末日現在の会員数 166 名

(2) 上記(1)のうち令和3年度の途中に入会した会員数
(新規登録・変更の登録の双方) 6 名

2. 単位の取得数【令和3年度の途中に入会した会員を除く】

(1) 所定の単位取得者
〔日司連会員研修規則第12条の規定を満たした会員の数〕 114 名

(2) 所定の単位不足者
〔0.5単位以上を取得し、上記(1)を満たさない会員の数〕 15 名

(3) 単位未取得者(0単位)の会員数 31 名

※「2.(1)～(3)の合計数」は、「1(1)から1.(2)の会員数を引いた数」と同数

(4) 会員の平均取得単位数〔会員の全取得単位／会員数〕 11.4 単位

広報部 事業報告

広報部長 金子 富貴子

1. 司法書士総合相談センター（電話対応相談活動）に関する広報

- ・ 当会ホームページへ掲載
- ・ 田辺会場につき紀伊民報に月 1 回掲載
- ・ 読売新聞への広告掲載 令和 3 年 9 月 1 9 日（日）、令和 4 年 1 月 2 3 日（日）
- ・ 産経新聞への広告掲載 令和 3 年 9 月 1 9 日（日）、令和 4 年 1 月 2 3 日（日）
- ・ 朝日新聞への広告掲載 令和 4 年 1 月 2 9 日（土）
- ・ 毎日新聞への広告掲載 令和 4 年 1 月 2 3 日（日）
- ・ 下津商工会会報 1 0 月号、2 月号への記事掲載
- ・ 読売新聞への記事掲載 令和 3 年 9 月 1 4 日（火）
- ・ ゼンリン和歌山市福祉施設情報マップへの広告掲載

2. 相続登記相談センターに関する広報

- ・ 当会ホームページへ掲載
- ・ 読売新聞への広告掲載 令和 3 年 9 月 1 9 日（日）、令和 4 年 1 月 2 3 日（日）
- ・ 産経新聞への広告掲載 令和 3 年 9 月 1 9 日（日）、令和 4 年 1 月 2 3 日（日）
- ・ 朝日新聞への広告掲載 令和 4 年 1 月 2 9 日（土）
- ・ 毎日新聞への広告掲載 令和 4 年 1 月 2 3 日（日）
- ・ ゼンリン和歌山市福祉施設情報マップへの広告掲載

3. 「法の日」の無料相談 1 0 月 1 日（金）～同月 7 日（木）

- ・ 各支部長宛相談事業実施予定の報告依頼
- ・ 当会ホームページへ掲載
- ・ 読売新聞への広告掲載 令和 3 年 9 月 1 9 日（日）
- ・ 産経新聞への広告掲載 令和 3 年 9 月 1 9 日（日）
- ・ 下津商工会会報 1 0 月号への記事掲載
- ・ 読売新聞への記事掲載 令和 3 年 9 月 1 4 日（火）
- ・ リビング和歌山 1 0 / 2 号への記事掲載
- ・ テレビ・ラジオ等報道機関へ放送依頼
- ・ 専門士業団体 7 会へ広報依頼

4. 相続登記はお済みですか月間広告

- ・ 当会ホームページへ掲載
- ・ 読売新聞への広告掲載 令和 4 年 1 月 2 3 日（日）

- ・産経新聞への広告掲載 令和4年1月23日(日)
- ・朝日新聞への広告掲載 令和4年1月29日(土)(成年後見業務に関する広告を含む)
- ・毎日新聞への広告掲載 令和4年1月23日(日)
- ・下津商工会会報2月号への記事掲載
- ・読売新聞への記事掲載 令和4年1月20日(木)
- ・ニュース和歌山 令和4年1月22日(土)への記事掲載
- ・テレビ・ラジオ等報道機関へ放送依頼
- ・専門士業団体7会へ広報依頼
- ・和歌山ラジオ放送での広報
令和4年2月1日～同年2月25日スポット放送(30秒CM、30回)
令和4年2月9日、10分間電話出演
- ・報道各社及び関係機関並びに会員への案内文・ポスター(会員を除く)・リーフレットの配布

5. 司法書士制度150周年記念

- ・4の新聞広告と同時に掲載
- ・4のラジオ出演時での150周年PR

6. ホームページ管理・運営

7. 会報「きのくに」発行

以上

市民支援部 事業報告

市民支援部長 北野 倫男

1. 相談について（氏名については敬称略）

（1）司法書士総合相談センター 和歌山・田辺・橋本で開催

和歌山 毎週土曜日

田 辺 毎月第1土曜日

橋 本 毎月第2土曜日

* 本年度も昨年度に引続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各相談センターでの対面相談は取り止め、相談員の各事務所での電話での相談のみとなった。

（2）法テラスセンター相談 第2・第4火曜日

（3）一日合同行政相談所

和歌山 10月14日（木）和歌山ビッグ愛 1F 展示ホール

午前10時～午後1時

相談員：榊谷吉晃，雑賀智穂

午後1時～午後4時

相談員：北野倫男，山口典弘

田 辺 10月25日（月）田辺市民総合センター 4F 交流ホール

午後1時～午後4時

相談員：小林徹

橋 本 10月19日（火）橋本市保健福祉センター 3F 多目的ホール

午後1時30分～4時30分

相談員：大宮一郎，若林浩

（4）和歌山県多重債務者無料相談会

和歌山 12月10日（金）午後5時～午後8時

和歌山ビッグ愛 県消費生活センター

相談員：北野 倫男

12月12日（日）午後1時～午後4時

和歌山ビッグ愛 県消費生活センター

相談員：北野 倫男

橋 本 12月12日(日) 午後1時～午後4時
伊都振興局
相談員：和田 佳人

御 坊 12月12日(日) 午後1時～午後4時
日高振興局
相談員：東本慎司

新 宮 12月12日(日) 午後1時～午後4時
東牟婁振興局
相談員：更谷 正樹

(5) 専門士業よろず無料相談会

日 時 11月26日(金) 午後1時～午後4時
場 所 和歌山ビッグ愛1階 特別展示ホール
相談員 楠見 郁夫, 雑賀智穂, 北野倫男
* 阪本秀人会長, 高橋秀卓総務部長も参加

(6) 和歌山市役所主催の司法書士相談(月1回)
相談員を派遣(和歌山支部に委託)

(7) 紀の川市社会福祉協議会主催の無料相談会に代わる相談会の実施

昨年度まで行われていた紀の川市社会福祉協議会主催の無料相談会(月1回開催)が,今年度以降開催されなくなったため,本会が次の内容で行うこととなった。

【 相談会の実施内容 】

- ① 回数：月1回(毎月第2水曜日)
* 令和3年度は11月から開始
- ② 1回当たりの相談担当員：1名
* 現在の相談員は,浅井文倫,楠見郁夫,阪田英司,野嶋弘太郎,吉田祈の計5名
- ③ 相談場所：紀の川市の社会福祉協議会の支所
* 令和3年度は,粉河,桃山での交互開催
* 令和4年度は,紀の川市役所,貴志川・粉河・那賀・桃山の支所で開催予定
- ④ 令和3年度の相談件数：10件
* 令和3年11月から令和4年3月まで

2. 司法書士総合相談センター（和歌山・田辺・橋本）について

(1) 今年度全期（令和3年4月～令和4年3月）の状況について

① 事務局受付件数	和歌山	627 件
	田 辺	99 件
	橋 本	44 件

② 相談票提出件数	和歌山	210 件
	田 辺	15 件
	橋 本	2 件

(2) 相談の内訳については次の通りである（複数回答）。

① 登記関係	136 件
② 多重債務関係	11 件
③ 民事一般事件（相隣関係，金銭トラブル等）	36 件
④ 家事事件（相続，後見等）	56 件
⑤ その他（相談票に記載がないものを含む）	7 件

3. 経済的困窮者支援事業による実費等の支弁
期間中の実績なし

4. 少額事件裁判事務推進助成事業による助成
助成1件（令和2年度申請分）

5. ADRセンターの運営

1件：解決

2件：解決の見込みがないため，手続終了決定

以 上